

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション縁	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒350-1316 埼玉県狭山市南入曽 455-7 斎藤店舗 102 号室	
電話番号	04-2997-8103	
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 9 月 1 日指定	1162790301
管理者の氏名	佐々木 数徳	
通常の事業の実施地域	狭山市 川越市 所沢市 入間市 飯能市	

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者様が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで（土日祝日は契約により緊急対応） 夕方 17 時～翌 9 時までは緊急対応
営業時間	午前 9 時から午後 17 時まで

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1 人、非常勤 1 人	理学療法士	常勤 0 人、非常勤 0 人
准看護師	常勤 1 人、非常勤 1 人	作業療法士	常勤 0 人、非常勤 0 人
保健師	常勤 0 人、非常勤 0 人	言語聴覚士	常勤 0 人、非常勤 0 人

6. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 佐々木 数徳
----------	--------------

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）（要介護）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	3271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	4907円	491円	982円	1473円
30分以上1時間未満	8575円	858円	1715円	2573円
1時間以上1時間30分未満	11753円	11763円	2351円	3526円

※准看護師による訪問の場合は上記訪問看護の90%で算定

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	3157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	4699円	470円	940円	1410円
30分以上1時間未満	8273円	828円	1655円	2482円
1時間以上1時間30分未満	11357円	1136円	2272円	3408円

※准看護師による訪問の場合は上記訪問看護の90%で算定

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜 加算	夜間（18 時～22 時）又は早朝（6 時～8 時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の 25%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の 50%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	2646 円	265 円	530 円	794 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	4188 円	419 円	838 円	1257 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合（1 回につき）	2094 円	210 円	419 円	629 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3303 円	331 円	661 円	991 円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合（1 回につき）	3126 円	313 円	626 円	938 円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 15%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
中山間地域等における小規模事業所加算	当事業所が中山間地域に所在し、1 月あたりの延べ訪問回数が 100 回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の 10%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
初回加算（Ⅰ）	新規の利用者へサービス提供した場合（1 月につき）	3647 円	365 円	730 円	1095 円
初回加算（Ⅱ）	新規の利用者様へのサービスを提供した場合（1 月につき）	3126 円	313 円	626 円	938 円

退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする者の場合 2 回）に限り）	6252 円	626 円	1251 円	1876 円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、	6252 円	626 円	1251 円	1876 円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1 月につき）	5981 円	599 円	1197 円	1795 円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に	5210 円	521 円	1042 円	1563 円
特別管理加算Ⅱ	対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1 月につき）	2605 円	261 円	521 円	782 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	26050 円	2605 円	5210 円	7815 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			（自己負担 1 割）	（自己負担 2 割）	（自己負担 3 割）
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割
--	--	-------------	----------	----------	----------

医療保険は別紙であります。

※保険適用外料金

キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	5, 000 円（税別）

死後の処置料（エンゼルケア） 10, 000 円（税込み）

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

- （１） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 04-2997-8103 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

（２） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	狭山市健康推進部 介護保険課	電話番号 04-2953-1111
	所沢市福祉部介護 保険課	電話番号 04-2998-9420
	川越市福祉部介護 保険課管理給付担 当	電話番号 049-224-6402
	入間健康推進部介 護保険課	電話番号 04-2964-1111
	飯能福祉子ども部 介護福祉課	電話番号 042-973-2118
	埼玉県国民健康保 険団体連合会	電話番号 04-8824-2568

11・虐待の防止

事業所は利用者の虐待の発生、防止のために以下の措置を講じます。また訪問看護提供中に利用者に係る者（職員や利用者家族等）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかにこれを市町村及び医療機関に通報するものとします。

- （１） 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について職員に周知をはかります。
- （２） 虐待防止の指針を整備します
- （３） 虐待防止のための職員に対する定期的な研修を行います。
- （４） 虐待防止に係る措置を適切に実施するための担当者を設置します。

虐待防止に係る措置の担当者：佐々木数徳

13：社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会の秩序も混乱などにより当事業所の義務の遂行が難しい場合には日程、時間などを調整させて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより当事業所の義務の遂行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

14：業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15：サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族様による看護師に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- (1) サービスに必要なことを強制的に行わせること。
- (2) 看護師などの指摘、指示を無視すること。
- (3) 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと。
- (4) 不必要な体の接触。
- (5) 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言、質問。
- (6) 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言、質問。
- (7) 個人を中傷するうわさの流布およびプライバシーの侵害。
- (8) 交際、性的関係の強要。
- (9) わいせつ画面の閲覧、配布、掲示。
- (10) 身体的暴力行為。
- (11) 人格を傷つける発言を行うこと。
- (12) 一方的に恫喝すること。
- (13) 私物を意図的に隠すこと。

16：衛生管理等

- (1) 看護職員等は清潔の保持健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備、及び備品等においては衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のために指針を整備しています。
 - ② 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修などを定期的に行います。

17：サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

- 18： 個人情報保護法に基づき、当事業所が得たご本人及びご家族の情報を同意がない状況での第三者へ漏洩することはありません。療養上必要な他事業所との連携以外の目的では利用しないものとし、同意書に同意を得る元とします。別紙で同意書があります。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業所	所在地	埼玉県狭山市南入曽455-7 斉藤店舗102
	事業者（法人）名	訪問看護ステーション縁
	代表者職・氏名	印
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）	
住所	
本人との続柄	
氏名	印